

令和4年度 教育文化事業（へき地学校教育支援）募集要項

公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部

1 要項の目的

この要項は、教育振興事業規程第2条並びに教育文化事業規程第6条及び第8条の規定に基づき教育文化事業（へき地学校教育支援）の適正な執行を図るために必要な事項を定める。

2 助成の趣旨

公益財団法人日本教育公務員弘済会は、令和4年度から5年間、交通条件及び文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する学校に対する助成を通して教育内容等の充実に寄与貢献するための教育振興事業として、全国のへき地等級2～5級の学校を対象に「へき地学校教育支援事業」を実施することとした。

これに合わせ、公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部（以下「島根支部」という。）は、本部の助成対象校を拡大し、国指定のすべてのへき地学校を対象として、令和4年度から3年間、へき地学校に対する教育支援を行う。

3 募集の対象等

(1) 募集対象

「へき地教育振興法」に基づいた指定学校（国指定：3級地、2級地、1級地、へき準、特地）

(2) 対象事業例

① へき地学校がもつ課題等に対して研究・活動を行う事業

例：少人数・小規模校における効果的な授業方法の研究、意欲的に学ぶ子どもを育てるための指導研究

② へき地学校の課題を解決するために備品・教材を購入し教育環境を整備する事業

例：ICT教材、体育用品の整備

③ 地域や保護者、近隣の学校及び各教育団体等と連携し、子どもたちの資質を高めることを目的とする事業

例：運動会、公開授業、学芸会、各教育団体等との協賛事業

(3) 助成の対象とならないもの

① 営利目的、または営利につながる可能性が大きいもの

② 他の機関からの委託・要請等によるもの

③ 実質的に完了しているもの

4 助成の内容等

(1) 助成額等

① 助成額・助成対象校数（ただし、助成対象校は、3年間の内1回限りとする。）

総額133万円とし、下表のとおり助成する。

	1校当たりの助成額	助成対象校数	助成金総額
国指定 2級地～3級地	80,000円	6校	480,000円
国指定 1級地、へき準、特地	50,000円	17校	850,000円

② 助成の対象外費用

ア 人件費（ただし、外部講師費用（交通費、謝礼）は可）

イ 研修参加費（交通費も不可）

ウ 汎用性のある機器等（例：パソコン、OAソフト、複写機、タブレット端末等）の購入費

エ 学校の一般管理費（研究とは関係ない通常経費、公共料金の支払い等）

オ 懇親会の飲食費等

カ その他事業に関係ない物品購入費

(2) 助成対象校の義務

- ① 助成対象校は、対象事業の実施に当たり、島根支部の助成を受けていることを公表すること。

5 選考方法

(1) 選考手続き

- ① 島根支部は、設置する選考委員会の選考結果に基づき、幹事会において助成対象校及び助成額を決定し、その結果を文書で各申請校に通知し、支部会報・ホームページ等で公表する。
- ② 採否の理由については、回答しない。

(2) 選考基準

- ① 事業の適正性 本事業の助成の趣旨と合致しているか。
- ② 事業の必要性 へき地学校の課題、ニーズを的確に把握しているか。
- ③ 事業の公益性・社会性 地域・保護者に対して有益であるか。

6 申請手続き

(1) 申請方法

教育文化事業（へき地学校教育支援）申請書（様式1）（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、島根支部に持参又は郵送する。なお、E-mailでの受付はしない。

(2) 送付書類

- ① 申請書の原本及びコピー 各1部
- ② 補足資料（様式3）の原本及びコピー 各1部
- ③ その他、参考資料
- ④ 返信用封筒（通知等の送付先住所・氏名を記入したもの。切手は不要。） 角2号 2部

(3) 受付期間

令和4年6月1日から7月10日までとする。郵送の場合は、当日消印有効。

(4) 申請書類請求先及び申請書類等送付先

〒690-0887 島根県松江市殿町3番地
公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部
電話 0852-24-1059 FAX 0852-31-6089

7 助成金の給付

- (1) 助成対象校の申請者に銀行振込依頼書（様式5）を送付するので、助成金を振り込む口座を指定し、島根支部に返送する。これを受けて、島根支部は指定の口座に送金し、受領書（様式6）用紙を送付する。

- (2) 受領書の返送

受領書用紙の送付を受けた申請者は、速やかに送金を受けたことを確認し、この受領書を島根支部に返送する。

8 成果報告

助成金の給付を受けた学校は、助成金給付の対象となった事業が終了したとき、教育文化事業（へき地学校教育支援）成果報告書（様式2）により速やかにその結果を支部長に報告するものとする。その際、作成した資料等があれば添付すること。また、提出された報告書等（写真等を含む）は、島根支部が公表できるものとする。

9 個人情報の取り扱い

- (1) 申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用する。
- (2) 助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象者・学校の名前及び研究活動等を、ホームページ、広報誌等で公表することがある。

10 応募に関する注意事項

- (1) 提出された書類等は返却しない。
- (2) 万一、故意の虚偽記載等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け付けない。
- (3) 選考結果の情報および採否の理由についての問い合わせには回答しない。
- (4) 助成後、対象外費用に使用した場合や、提出書類（申請書や助成後に提出する報告書等）に不備・不正等があった場合は、返金していただく。